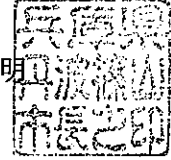


丹波篠山市告示第 78 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

野中地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 7 月 16 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 3 経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

・特になし。

6 地域農業の将来のあり方

【農地】・地区外所有者の耕作放棄地田があるが、解消に向けて現在調整中である。

・農業施設の老朽化が進み、適正管理のため多面的機能支払交付金事業の活用を継続している。

【農作業】集落内の話し合いにより、年齢体力的に見合う作業の分担協力を実施している。

【機械・施設】・共同利用の農業機械を保管する農業倉庫の新設が急務である。

・耕作田の経年劣化により、畔付け機等の導入を図り省力化を目指す。
・面積集積により、将来は大型農業機械の導入の検討を進める。

【担い手】・中心経営体が少人数であるため、後任者の育成に努める。

・集落内外の知人等に参加協力を依頼し、組織の安定化を図る。

【その他】行政関係者と連携強化を図り、知識情報を得て集落営農の活性化を目指す。